別紙２

提出された意見等の要旨及び総務省の考え

【提出された意見等】	【総務省の考え】
改正案の「土地の購入、売却等」という部分に注目すると、「国及び地方公共団体以外の法人が・・・土地の購入、売却等」となっており「が」の使い方が日本語としておかしいと思います。 したがって、「土地の購入、売却等」の上に「国及び地方公共団体以外の法人の」を加えるべきだと思います。	ご指摘の趣旨を踏まえ、土地の購入及び売却を行う者を明確にするため、「当該法人による」という語を補うこととします。